

第4号議案 川口都市計画汚物処理場の変更（川口市決定）について〔川口市からの意見照会〕

上記の議案を提出する。

平成28年6月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

川口都市計画汚物処理場の内容を、別添計画図書のとおり変更する。

（提案理由）

川口都市計画汚物処理場の内容を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、川口市都市計画審議会の議を経る必要があり、川口市から足立区に意見照会があった。

この意見照会に対して回答するため、足立区都市計画審議会に提案する。

都市計画の案の理由書

1 . 種類・名称

川口都市計画汚物処理場 1 川口市し尿処理場

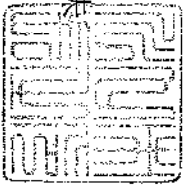
2 . 理 由

下水道普及率の向上等によりし尿処理量が減少していることから、川口市のし尿処理施設については効率化を図ることとなった。これを受け、川口市のし尿処理は川口市鳩ヶ谷衛生センターに一本化して行うこととなり、施設の稼働を停止したことから川口市し尿処理場を廃止するものである。

川 環 施 第 2 号
平成28年4月15日

足立区長 近藤 弥生 様

川口市
上記代表者 川口市長 奥ノ木 信夫



川口市計画汚物処理場の変更について (照会)

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、貴区の意見を伺います。
なお、平成28年7月12日までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図

川口都市計画汚物処理場の変更（川口市決定）

都市計画汚物処理場 1 川口市し尿処理場を廃止する。

理 由

下水道普及率の向上等によりし尿処理量が減少していることから、川口市のし尿処理施設については効率化を図ることとなりました。これを受け、川口市のし尿処理は川口市鳩ヶ谷衛生センターに一本化して行うこととなり、施設の稼働を停止したことから川口市し尿処理場を廃止するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 7 条 1 項の規定に基づき、川口都市計画汚物処理場の変更について理由を示したものです。

．川口都市計画における位置等

川口都市計画区域は、都心から約 2 0 k m 圏、埼玉県南端に位置しています。

【 1 川口市し尿処理場】

本施設は足立区と新芝川に接しており、川口市の南南東に位置している汚物処理場です。

．変更の必要性

川口市し尿処理場は、昭和 4 0 年代の人口急増に伴い、従来し尿処理を行っていた下水処理場のみでは、本市のし尿を処理しきれない状況となったため、整備を行いました。

近年においては、下水道普及率の向上等によりし尿処理量が減少していることから、川口市のし尿処理施設については効率化を図ることとなりました。これを受け、川口市のし尿処理は川口市鳩ヶ谷衛生センターに一本化して行うこととなり、施設の稼働を停止したことから川口市し尿処理場を廃止するものです。

．関連する都市計画

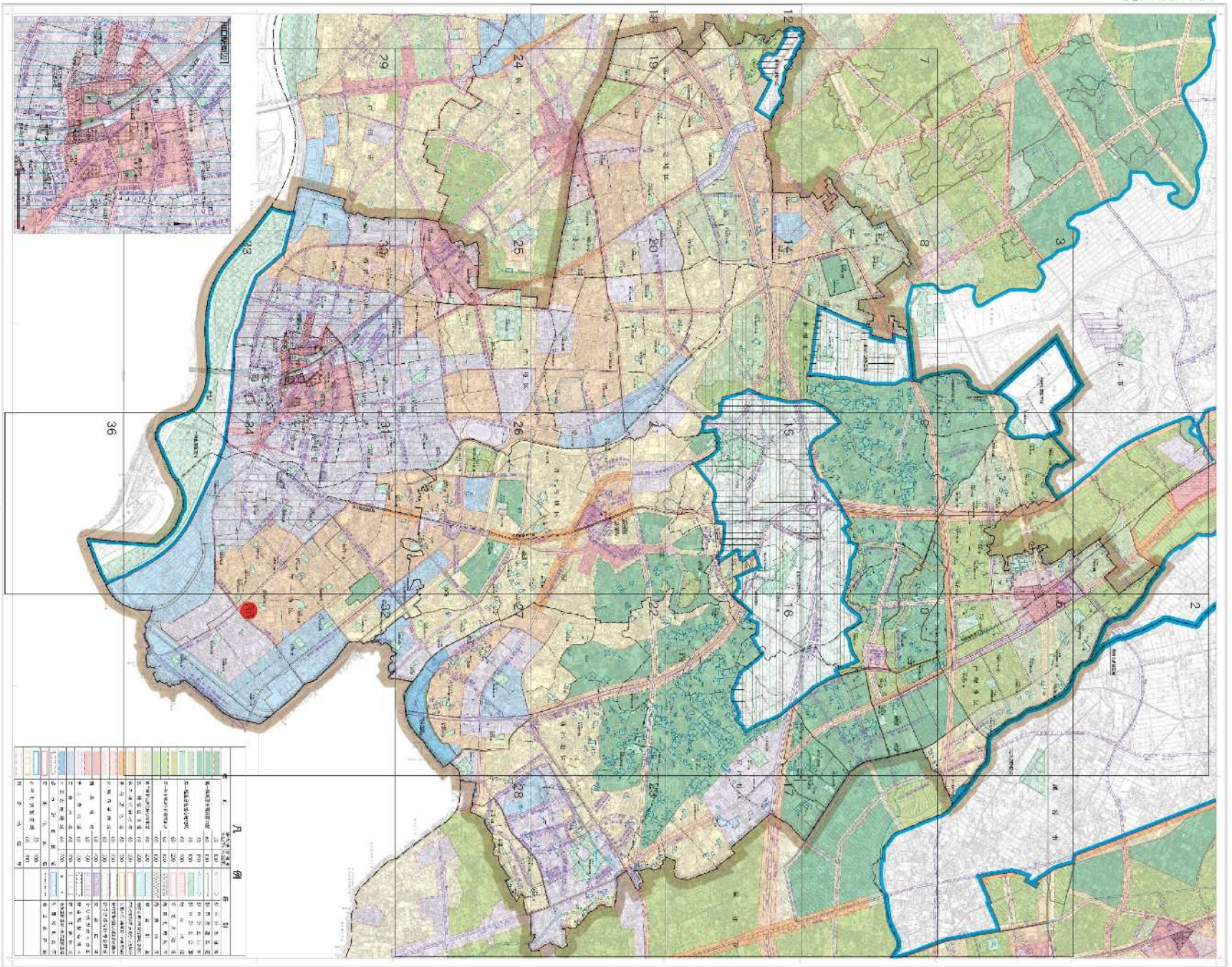
1 ．公共下水道（川口市決定）

．上位計画での位置付け

第 4 次川口市総合計画に基づく第 6 次川口市一般廃棄物処理基本計画において、し尿処理施設は川口市鳩ヶ谷衛生センターとしています。

川口都市計画図

縮小版



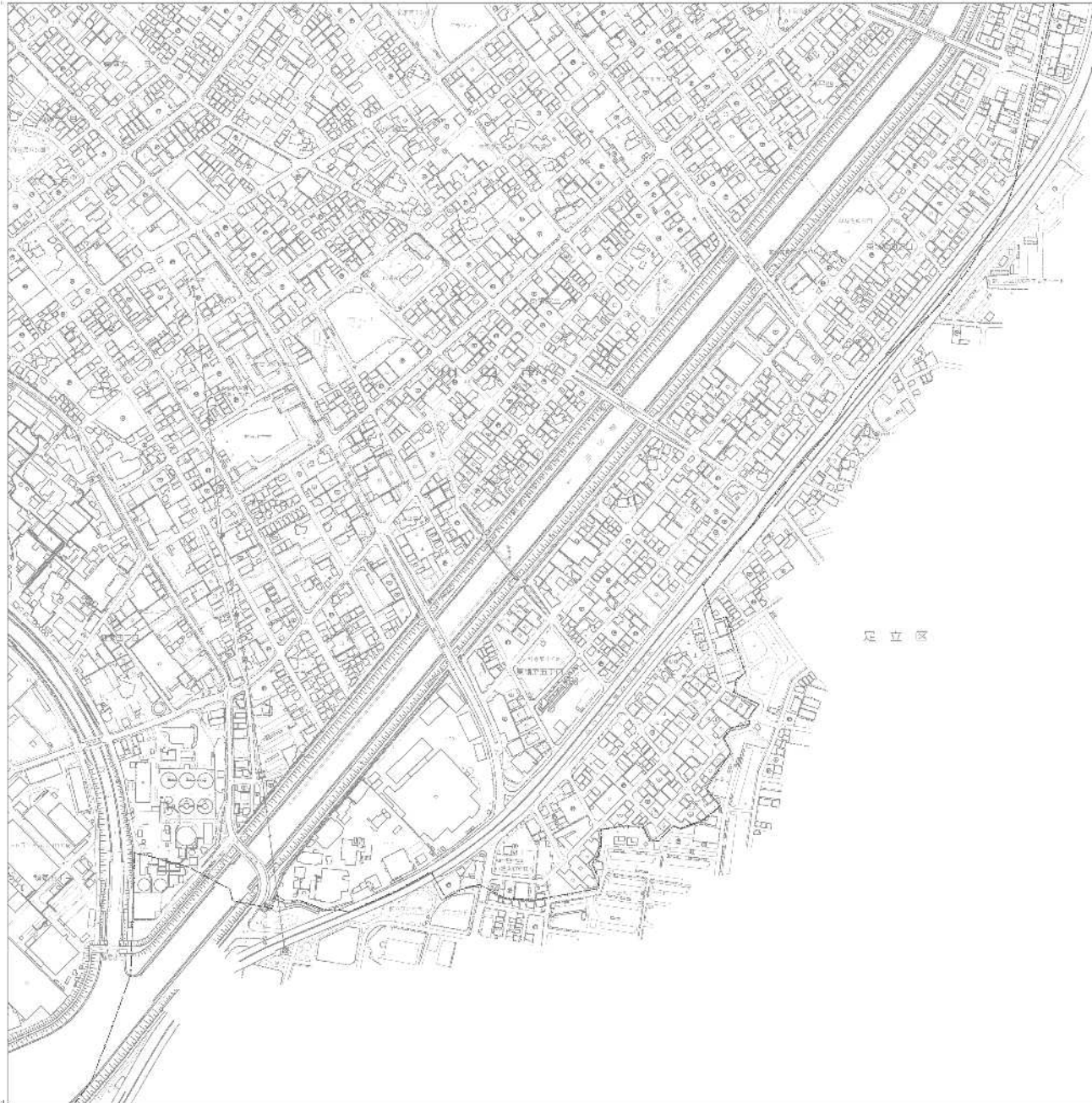
凡例

色	用途地域	用途
緑	第一種緑地	公園、緑地
黄緑	第二種緑地	公園、緑地
黄	第一種低層住居専用地域	住宅
オレンジ	第二種低層住居専用地域	住宅
赤	第一種中高層住居専用地域	住宅
紫	第二種中高層住居専用地域	住宅
青	第一種商業地域	商業
青紫	第二種商業地域	商業
白	第一種工業地域	工業
灰	第二種工業地域	工業
黒	第一種特別用途地域	特別用途
黒	第二種特別用途地域	特別用途
黒	第三種特別用途地域	特別用途
黒	第四種特別用途地域	特別用途
黒	第五種特別用途地域	特別用途
黒	第六種特別用途地域	特別用途
黒	第七種特別用途地域	特別用途
黒	第八種特別用途地域	特別用途
黒	第九種特別用途地域	特別用途
黒	第十種特別用途地域	特別用途
黒	第十一種特別用途地域	特別用途
黒	第十二種特別用途地域	特別用途
黒	第十三種特別用途地域	特別用途
黒	第十四種特別用途地域	特別用途
黒	第十五種特別用途地域	特別用途
黒	第十六種特別用途地域	特別用途
黒	第十七種特別用途地域	特別用途
黒	第十八種特別用途地域	特別用途
黒	第十九種特別用途地域	特別用途
黒	第二十種特別用途地域	特別用途

川口市都市計画図 縮小版

1:2,500

全図二幅幅一、四四四



初立図



